

建築基準法第44条第1項第2号の許可に係る包括同意基準

平塚市建築審査会

平成16年1月29日

平成23年5月25日改正

I 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第2号の規定による許可（以下「許可」という。）に係る建築物が、公益上必要な建築物で通行上支障がないと認められる場合について、あらかじめ建築審査会の同意を与えることにより、その手続きの迅速化を図るために定めるものである。

II 適用の範囲

建築物の用途は、路線定期バス停留所の上家とする。

III 要件

建築物及びその設置場所が、次の各号すべてに該当すること。

(1) 設置場所

ア 上家は、道路法に規定されている歩道で幅員が、2.5メートル以上の部分又は駅前広場等の島式乗降場に設置する。

イ 上家設置後の歩道幅員は、有効で2メートル以上確保する。

(2) 規模

ア 上家の幅は、2メートル以下とし、長さは、12メートル以下とする。

イ 上家の高さは、路面より2.5メートル以上3.5メートル以下とする。

(3) 構造

ア 上家の主要構造部は、不燃材料とする。

イ 上家の柱は、片側とし歩道の端に設ける。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置する場合はこの限りではない。

ウ 上家は、雨水処理が施されたものとする。

(4) 管理者との協議

道路管理者及び警察署長と通行上支障ない旨の協議をした書面を添付する。

IV 建築審査会の同意

この包括同意基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

V 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準を適用して許可をしたときは、許可後速やかに建築審査会に許可に係る建築計画を報告しなければならない。

附 則

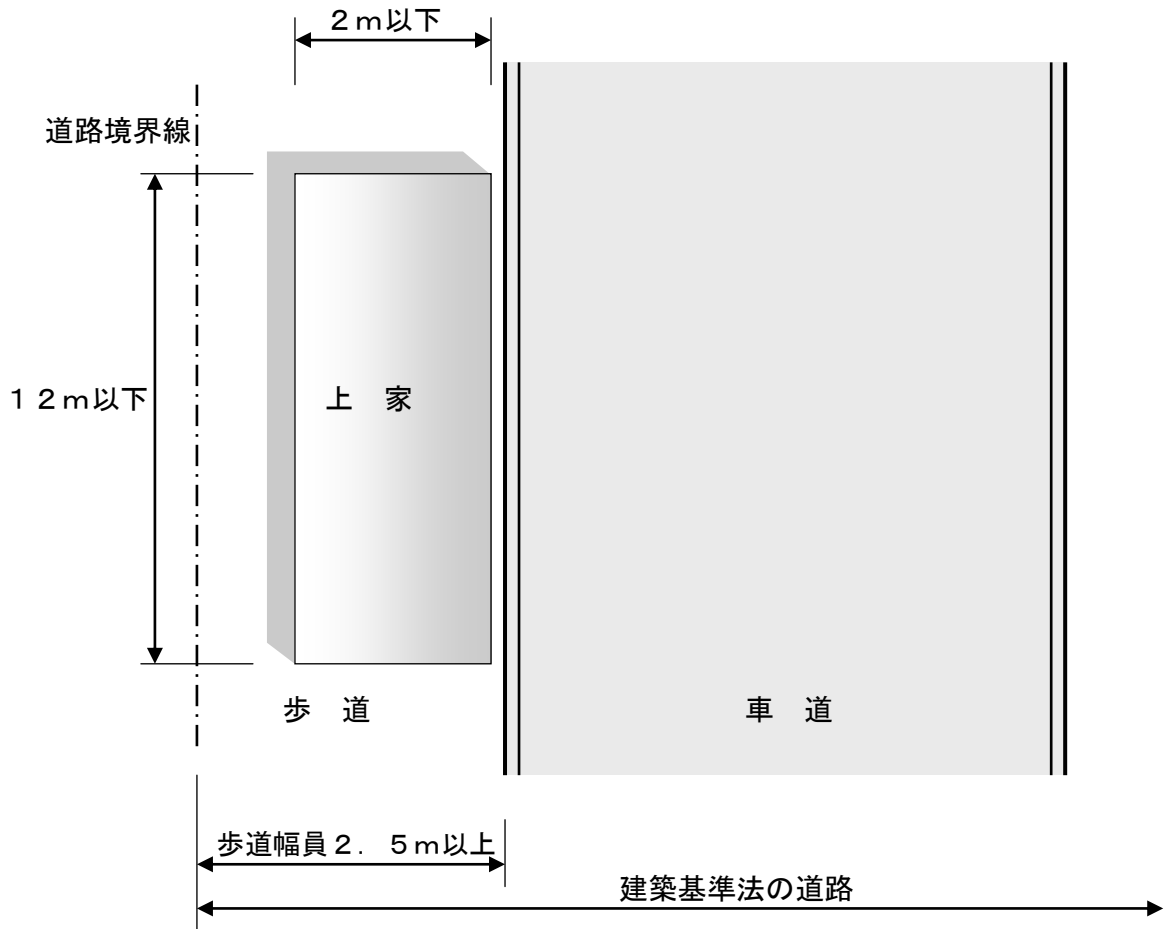
この基準は、平成16年1月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

包括同意基準 一 参 考 図 (バス停留所の上家)

《 配 置 図 》



《 立 面 図 》

